

Ⅱ. 安心こども基金について

※本資料は現時点のものであり、今後、変更もあり得る。

平成21年度補正予算 安心こども基金の拡充の概要

安心こども基金 総額(国費) 2500億円

20年度2次補正予算 1000億円
21年度補正予算 1500億円

安心こども基金の拡充(1) 500億円

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の補正予算案における拡充

- ①保育サービス等の充実・・・雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実・・・創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充・・・厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充・・・児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

①保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所等の新設に係る賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における緊急環境整備・研修支援

②すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生プロジェクト～

《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)

《事業内容》 各都道府県、市町村において以下の事業を実施

<ソフト事業取組例>

- 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- 地域におけるきめ細かな子育て支援活動の促進
- 経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援
- 家庭支援スタッフ訪問事業
- 放課後こどもプラン連携促進事業
- 病児・病後児保育の実施促進
- ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進
- 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)
- 地域子育て支援拠点のスタッフや放課後児童クラブ指導員の資質向上、人材育成

<改修等事業>

- 賃借料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援
 - 《対象事業》 地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児・病後児施設、家庭支援スタッフ訪問事業、慢性疾患児家族宿泊施設
 - 《事業内容》 賃借料(礼金を含む)補助、改修費(設備、備品及び開設準備費を含む)補助



③ひとり親家庭等対策の拡充

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実

・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等就業・自立支援センター等において託児サービスを提供
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援(21~23)

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施(21~23)

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援(21~23)

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援
(21~23)

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

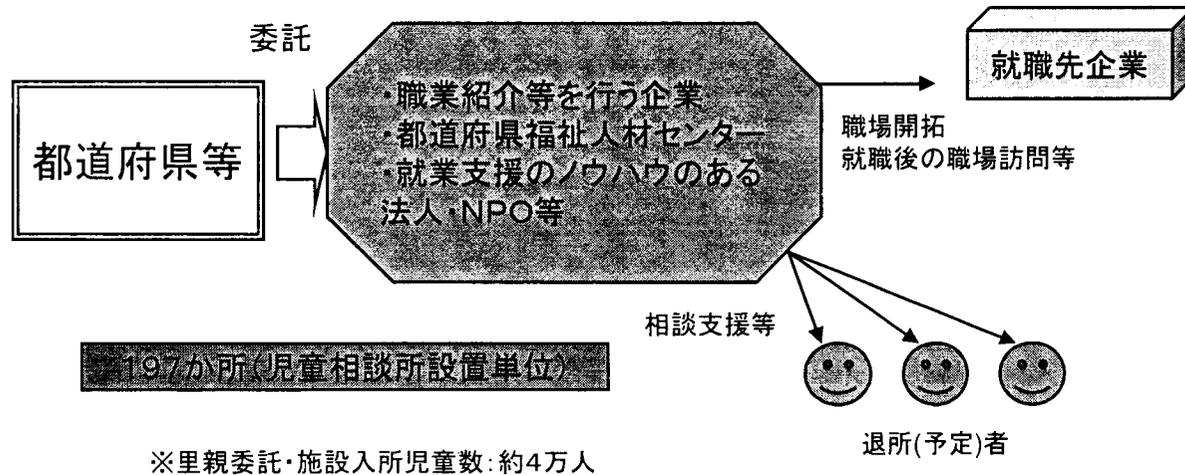
④社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

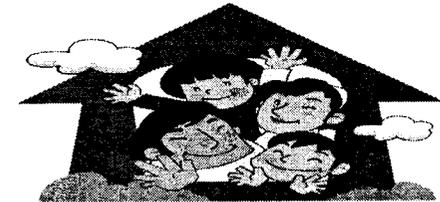
- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

〇〇（都道府）県安心こども基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 （待機児童の解消を目指し、）保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応する~~など~~ほか、*地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、*子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、〇〇（都道府）県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う次の各号に掲げる事業~~事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等その他事業の円滑な運用を図るための事務~~の財源に充てる限り、（1）から（7）及び（15）から（17）については平成二十三年三月三十一日まで、（9）から（14）までについては平成二十四年三月三十一日まで、（8）（平成二十四年三月三十一日までの間に修学を開始した者に対する支給に限る。）については平成二十七年三月三十一日までの間、これを処分することができる。

（1）保育所等整備事業

（2）広域的保育所利用事業

（3）家庭的保育改修等事業

（4）保育の質の向上のための研修事業等

（5）認定こども園整備等事業

（6）認定こども園等の環境整備等事業

- (7) 地域子育て創生事業
- (8) 高等技能訓練促進費等事業
- (9) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業
- (10) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業
- (11) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業
- (12) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業
- (13) 婦人保護施設等の退所者 (DV 被害者等) 等に対する就業支援事業
- (14) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業
- (15) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
- (16) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業
- (17) その他事業 (都道府県事務費)

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成〇〇~~三十三~~年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

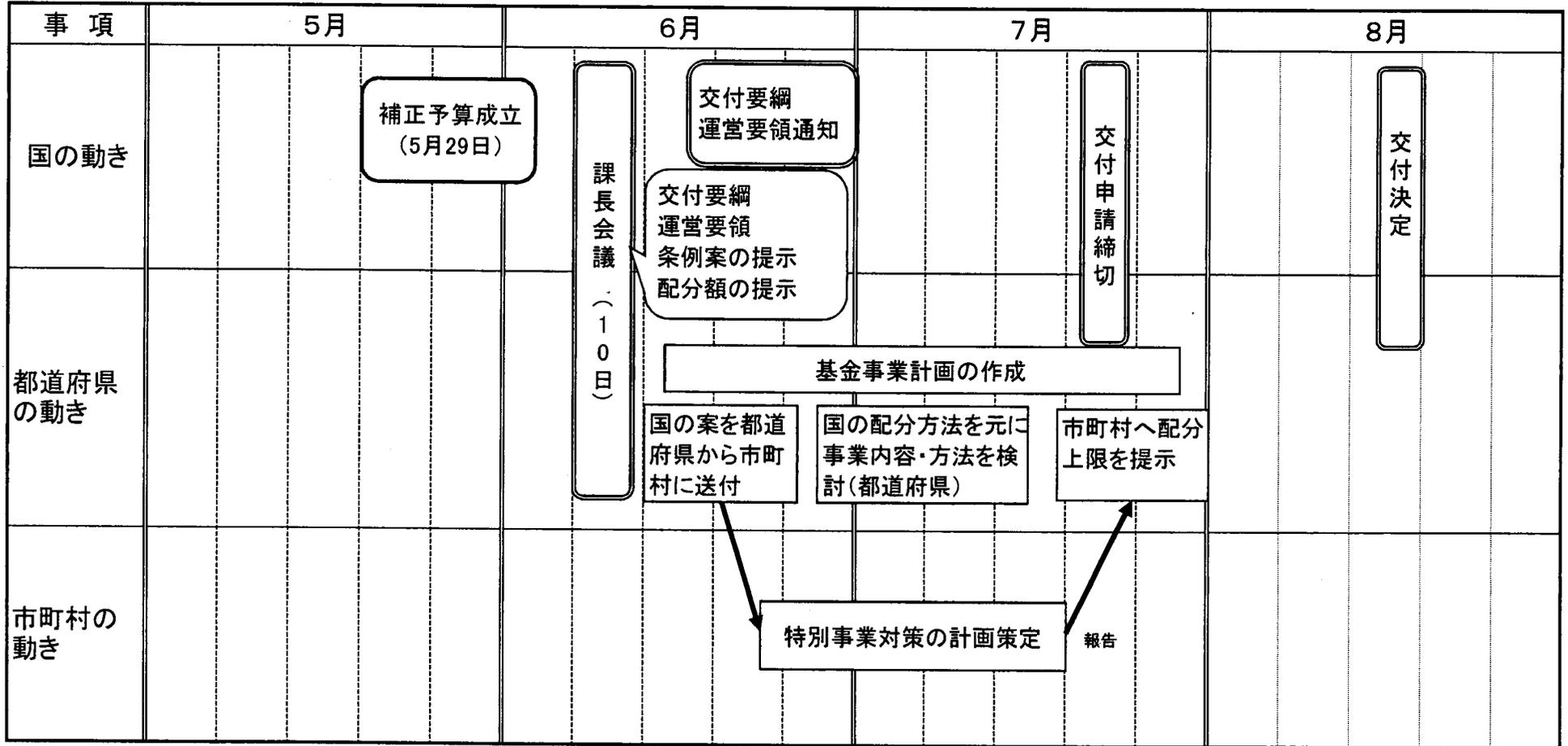
(注) 〇〇について

第六条の(9)から(14)が含まれる場合 平成二十四年三月三十一日

第六条の(8)が含まれる場合 平成二十七年三月三十一日

上記以外の場合 平成二十三年三月三十一日

子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）のスケジュール



※ひとり親家庭等への在宅就業支援事業(250億円)分は別のスケジュールとなる。

子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)特別対策事業一覧

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
1 保育サービス等の充実(文部科学省関係を除く)	(1)保育所等整備事業						平成22年度末	平成22年度末
	拡充 ○保育所緊急整備事業(別添1) 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	20年度交付要綱4(1) 21年度交付要綱4(1)ア及びイ	市町村	○別添1の3(1)に該当する市町村				
				2/3	—	1/12		
				○別添1の3(2)に該当する市町村				
				1/2	—	1/4		
				1/2	—	1/4		
	拡充 ○賃貸物件による保育所整備事業(別添2) 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く		市町村	1/2	—	1/4		
	○子育て支援のための拠点施設整備事業(別添3) 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。		市町村	1/2	—	1/2		
	○放課後児童クラブ設置促進事業(別添4) 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。		指定都市 中核市	1/3	—	2/3		
			上記以外の市町村	1/3	1/3	1/3		
新規 (2)広域的保育所利用事業(別添5) 自園の保育士による保育所入所児童の送迎サービスを実施する。	21年度交付要綱4(1)ウ及びエ	市町村	1/2	—	1/2	平成22年度末		
(3)家庭的保育改修等事業(別添6)						平成22年度末		
拡充 ○家庭的保育改修等事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費及び賃借料の補助を実施する。	20年度交付要綱4(3)	市町村	1/2	—	1/2			
○家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	21年度交付要綱4(1)オ及びカ	都道府県	1/2	1/2	—			
		市町村	1/2	—	1/2			

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期	
				国	都道府県	市町村			
2 保育サービス等の充実（文部科学省関係）	(4) 保育の質の向上のための研修事業等(別添7)						平成22年度末	平成22年度末	
	新規	○保育の質の向上のための研修事業等 保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)等を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	20年度交付要綱4(4)	都道府県	1/2	1/2	—		
		市町村	1/2	—	1/2				
	新規	○保育士再就職支援コーディネーター配置事業 保育士の再就職支援を行う保育士再就職支援コーディネーターを配置する。	21年度交付要綱4(1)キ	都道府県	1/2	1/2	—		
	(5) 認定こども園整備等事業								平成22年度末
	新規	○認定こども園整備事業(厚生労働省関係)(別添8) 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(1)	市町村	1/2	—	1/4		
		市町村		1/2	1/4	1/4			
	新規	○認定こども園事業費(厚生労働省関係)(別添9) 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 社会福祉法人等が対象	20年度交付要綱4(2)	市町村	1/2	—	1/4		
		市町村		1/2	1/4	1/4			
(6) 認定こども園等の環境整備等事業							平成22年度末		
新規	○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(別添10) 幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)アからウ	都道府県	1/2 1/3	—	—			
新規	○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援(別添11) 認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。	21年度交付要綱4(2)エ	都道府県	1/2	1/2	—			
			市町村	1/2	—	1/2			

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
新規 3 すべての子ども・家庭への支援	地域子育て創生事業(別添12)						平成22年度末	
	・地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援	21年度交付要綱4(3)	都道府県市町村	定額	—	—		平成22年度末
	・地域における子育て力を育み、コミュニティーの活性化等を図るためのきめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援		都道府県市町村					
	・経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援		都道府県市町村					
	・育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)		都道府県市町村					
	・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)		都道府県市町村					
	・病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援		都道府県					
	・ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援		都道府県					
	・安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)		都道府県市町村					
	・地域子育て支援拠点の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員資質の向上を図るための支援、人材育成支援		都道府県市町村					
・賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要の備品費等の支援	都道府県市町村							

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
新規 4 ひとり親家庭等への支援の拡充	(1)高等技能訓練促進費等事業(別添13) 高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給する。 ※母子家庭等対策総合支援事業により補助が行われる分を除く。	21年度交付要綱4(4)ア及びイ	都道府県	3/4	1/4	—	別添13の2(3)に定める期限	平成23年度末 (別添13に規定する高等技能訓練促進費等事業を除く。)
	市、福祉事務所設置町村		3/4	—	1/4			
	(2)職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業(別添14) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、職業訓練を受けているひとり親家庭に対する託児サービスを提供する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ	都道府県	1/2	1/2	—	平成23年度末	
	(3)職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業(別添15) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、ひとり親に対する相談支援、就職活動支援を行うとともに、ひとり親が働きやすい職場の開拓等を支援		指定都市 中核市	1/2	—	1/2	平成23年度末	
			都道府県	1/2	1/2	—		
	(4)就業・社会活動困難者への戸別訪問事業(別添16)		指定都市 中核市	1/2	—	1/2	平成23年度末	
			都道府県	1/2	1/2	—		
			市、福祉事務所設置町村	1/2	—	1/2		
○戸別訪問による相談支援等 引きこもりがちであるなど、就業活動に至らない母子家庭の母に対して、戸別訪問による相談支援を実施するとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策の活用への結びつける。	都道府県	1/2	1/2	—	平成23年度末			
○就業活動支度の費用についての支援 戸別訪問による支援を行った母子家庭の母が、母子自立支援プログラム策定後の就業活動をする際に、その支度に必要な物品の取得について支援する。	都道府県、市、福祉事務所設置町村	定額	—	—				
(5)ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(別添17) ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方自治体に対し助成を行う。	21年度交付要綱4(4)ウ	都道府県市	定額	—	—	平成23年度末		
(6)婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業(別添18) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付要綱4(4)エ及びオ	都道府県	1/2	1/2	—	平成23年度末		

①区分	②事業内容	③交付額の根拠	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
新規 5 社会的 養護の 拡充	(1)児童養護施設の退所者等の就業支援事業(別添19) 職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。	21年度交付 要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成23年度末	平成23年度末
	指定都市、児童相談所設置市		1/2	-	1/2			
	都道府県		1/2	1/2	-	平成22年度末		
	(2)児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(別添20) ・老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置に必要な賃借料、改修費等の補助を実施する。		指定都市、中核市、児童相談所設置市	1/2	-	1/2		
			上記以外の市、福祉事務所設置町村	1/2	1/4	1/4		
			市町村	1/2	-	1/2		
			都道府県	1/2	1/2	-	平成22年度末	
	(3)児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(別添21) 児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費等の補助を実施する。		指定都市、児童相談所設置市	1/2	-	1/2		
			市町村	1/2	-	1/2		
6 その他 事業 (都道府県事務費)	その他事業(都道府県事務費)(別添22) 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付 要綱4(5)	都道府県	1/2	1/2	-	平成22年度末	平成22年度末

(注1)③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注2)③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年〇月〇日21文科初第〇〇〇〇号・厚生労働省発雇児第〇〇〇〇号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱」のことを言う。

(注3)④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

経済危機対策（子育て支援）概要

安心こども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）

1000億円の基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育（保育ママ）改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の経済危機対策における拡充

- ① 保育サービス等の充実 ……雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 ……創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 ……厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 ……児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

子育て応援特別手当の拡充

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円）を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施

21年度安心子ども基金の事業の概要

安心子ども基金の創設

(20年度第2次補正予算)

保育所等整備事業 700億円

認定こども園整備等事業 150億円

家庭的保育改修事業 50億円

放課後児童クラブ設置促進 50億円

保育の質の向上のための研修事業 50億円

計 1000億円

安心子ども基金の拡充

(21年度補正予算)

○保育サービス等の拡充

従来分(厚労分959億円、文科分41億円)

1000億円

追加分(厚労分1432億円、文科省分68億円)

1500億円

○保育サービス等の充実

350億円(厚労分282億円、文科分68億円)
保育サービス等の充実

○すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

500億円
地域子育て創生事業

○ひとり親家庭等への支援の拡充

500億円
就業支援関係事業(21~23年度) 250億円
在宅就業支援(21~23年度) 250億円

○社会的養護の拡充

150億円
退所児童等の就業支援(21~23年度)
環境改善・職員の資質の向上等

計 2500億円

① 保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

①. 都市部における待機児童解消

- 保育所賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを
全都道府県に配置

⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における研修支援・緊急環境整備

保育所賃借料補助の対象拡大について

<概要>

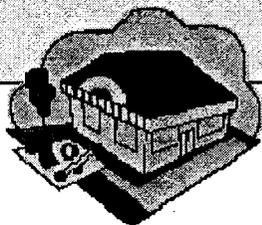
私立保育所への賃借料補助については、平成20年度第2次補正予算の「安心こども基金」において補助対象としているところであるが、市町村が待機児童解消に向けた速効性のある施策を展開し、児童の受け入れのさらなる促進を図ることができるようにするため、補助対象を拡大する。

これまでの補助対象
(安心こども基金)

認可保育所(分園を含む)・

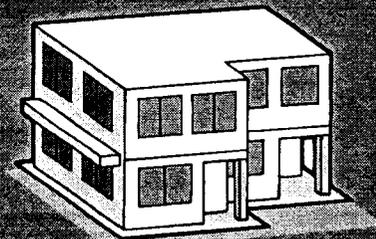
認可基準を満たす
認可外保育施設

<定員20人以上>



補助対象拡大

認可保育所の分園について定員20人未満の小規模も補助対象に要件緩和

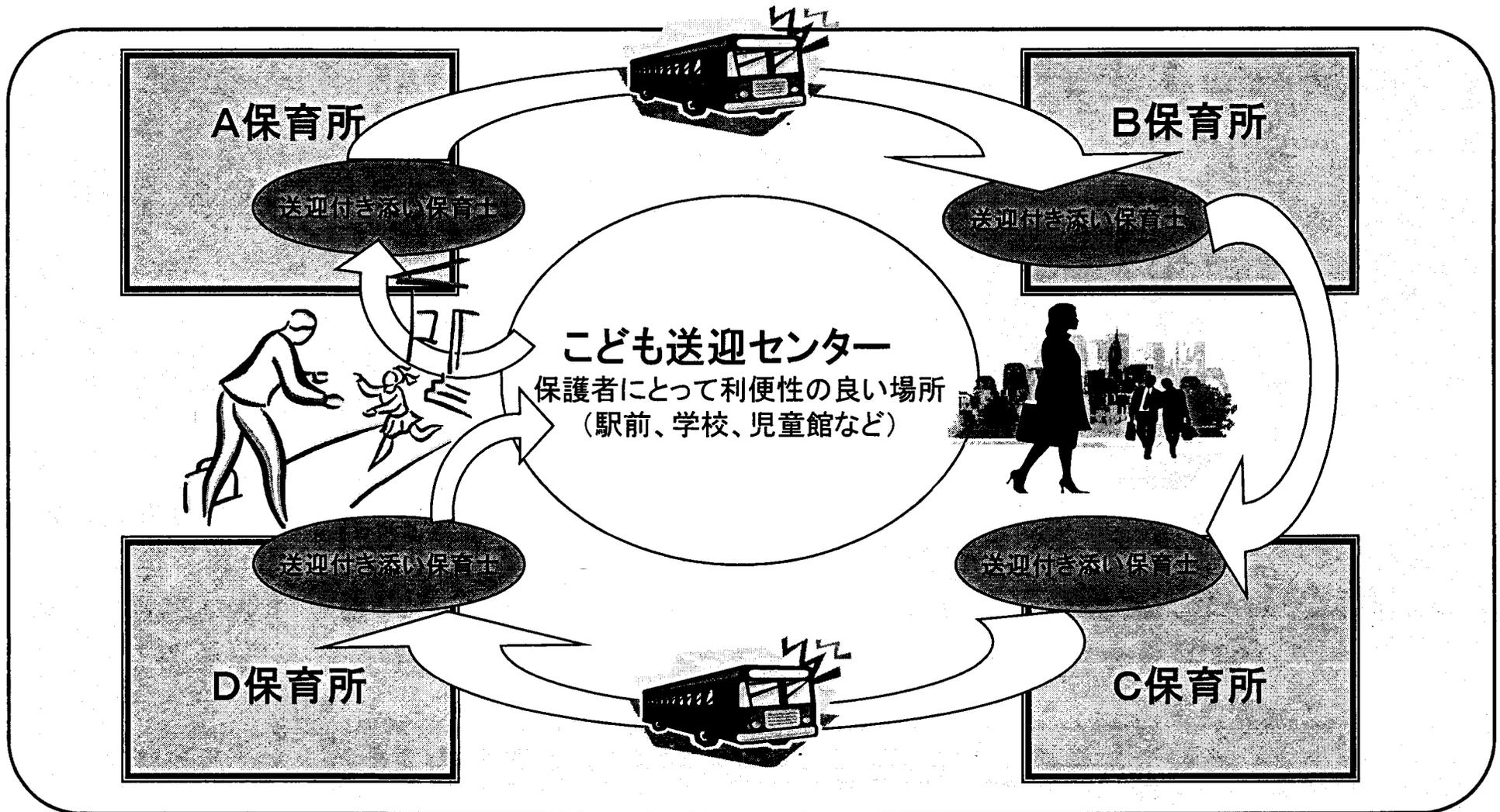


さらに、
認可保育所に限らず認可基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型施設も補助対象に要件緩和する

広域的保育所利用事業の概要

<概要>

地域全体で待機児童を解消等するため、保護者にとって利便性の良い場所に市町村が設置したこども送迎センターを中心とし、各保育所の保育士による付き添いのもと、送迎バス等による児童の送迎を実施する。



保育所の耐震化整備事業の概要

<概要>

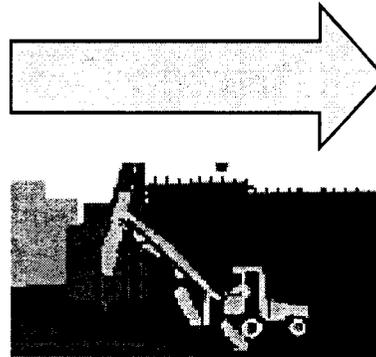
私立保育所の改築や大規模修繕による耐震化整備については、平成20年度第2次補正予算の「安心こども基金」において補助対象としているところであるが、引き続き耐震化整備のさらなる促進を図る。

※財政力が乏しく、かつ、待機児童が多いため財政負担の大きい市町村については、定員純増の整備を実施する場合に、国庫補助率を1/2から2/3に嵩上げすることとしており、当該地域における保育所整備が促進されるよう、耐震化整備についてもこの取扱いを適用する。(市町村負担1/4→1/12)

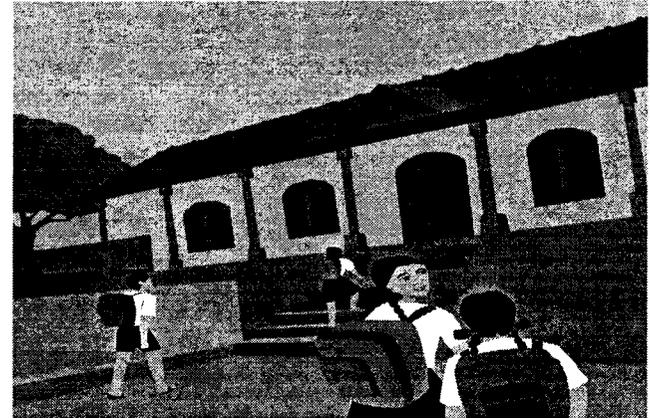
旧園舎



改築・大規模修繕



耐震構造園舎の完成



平成20年度2次補正や「安心こども基金」と同様に市町村負担軽減を実施

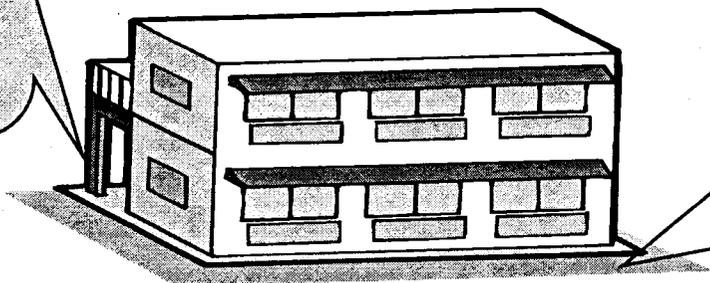
家庭的保育事業の賃借料補助の概要

<概要>

家庭的保育(保育ママ)事業を促進し、児童の受け入れを緊急に図るため、自宅が狭隘等の理由のため事業実施が困難な場合でも、自宅以外の場所で事業実施が可能となるよう、賃貸物件による家庭的保育の実施に係る賃借料を補助する。

平成20年第2次度補正において、自宅等改修費について補助しているが、新たに賃借料を補助する。

家庭的保育の実施場所



家庭的保育事業の実施



保育士再就職支援コーディネーター配置事業の概要

<概要>

保育所に勤務していない潜在保育士に係る研修については、既に安心こども基金の対象事業としているところであるが、研修修了後のスムーズな再就職を支援するため、求職者・雇用者のニーズをマッチングして、保育所への再就職へつなげるため、保育士再就職コーディネーターを各都道府県の社会福祉協議会等に配置する。

平成20年度第2次補正
予算「安心こども基金」
で補助対象

保育士再就職研修



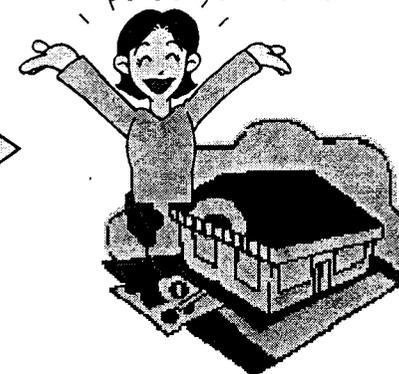
コーディネーターによる再就職支援

生活スタイルなどに応じた就労
希望条件を相談



- ・採用募集の状況を把握
- ・求職者のニーズにあった就職先を提案
- ・求職者と雇用者双方のニーズを調整

保育所へ再就職



安心こども基金（文部科学省計上分）

平成21年度補正予算額

68億円

安心こども基金の活用により、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備や、認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援を実施

1. 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（65億円）

幼児教育の質の向上のため、施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の環境整備やデジタルテレビ整備のための費用を支援する。

2. 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援（3億円）

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修の実施に必要な費用を支援する。

国



《安心こども基金》
(22年度末までの事業)
都道府県



事業実施

・認定こども園
・幼稚園
・研修実施主体

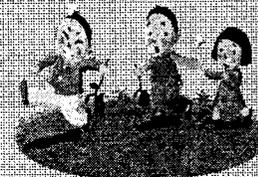
すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生事業～

《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)



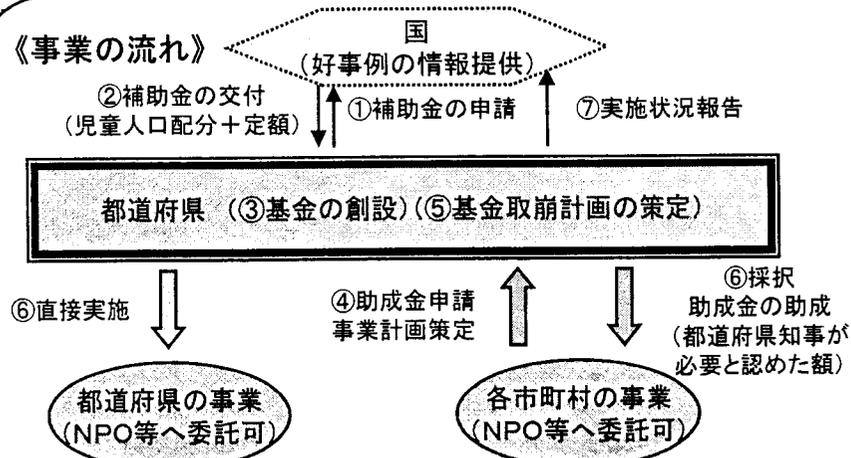
《対象事業》 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ①地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- ②地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細かな子育て支援活動を促進するための支援
- ③経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④育児に悩みのある親の話の傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)
- ⑤放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)
- ⑥病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援



※ 各自治体は、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用することで、上記事業への上乘せや上記以外の独自事業の実施も可能。

《事業の流れ》



《以下の事業は対象としない》

- 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- 今までに一般財源化された事業
- 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)

《対象事業の取組例》

○地域子育て支援を行うNPO等の活動立ち上げ支援

- ・子育て支援NPO等の活動立ち上げ支援
- ・母親の育児サークルや子育てサークルの立ち上げ支援
- ・子育てボランティアの活動立ち上げ支援
- ・DV被害者のセルフヘルプグループの立ち上げ支援 等

○地域におけるきめ細やかな子育て支援活動の促進

- ・子育てボランティアの養成
- ・家庭的保育者(保育ママ)の連携、交流
- ・企業とのタイアップによる子どもの職業体験
- ・地域の社会資源を活用した子どもの遊び場づくり
- ・子育て支援のコーディネート
- ・安全に配慮した「三人乗り自転車」の普及啓発や貸出
- ・結婚意欲を持った若者の出会いの場の提供や結婚相談員の配置 等

○経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援

- ・子ども服、玩具、学用品等の再活用による育成支援
- ・子どもの相談相手の派遣など地域による支援活動の促進 等

○育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)

- ・育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフによる支援 等

○放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)

- ・連携マネージャー(仮称)の設置
- ・連携に必要な物品(遊具・教材等)購入費の補助 等

○病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援

- ・地方医師会との連携強化
- ・離職した看護師等の再教育
- ・人材バンクの活用による協力医師、看護師等の確保 等

○ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援

- ・ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急預かり対応基盤整備事業を含む)の広域実施の調整
- ・サービス提供者育成のための講習会の開催
- ・医療機関等の関係機関とのネットワーク形成のための連携会議の開催 等

○安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)

- ・妊婦等支援教室の開催
- ・妊婦健診の受診を促すための訪問 等

○地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援

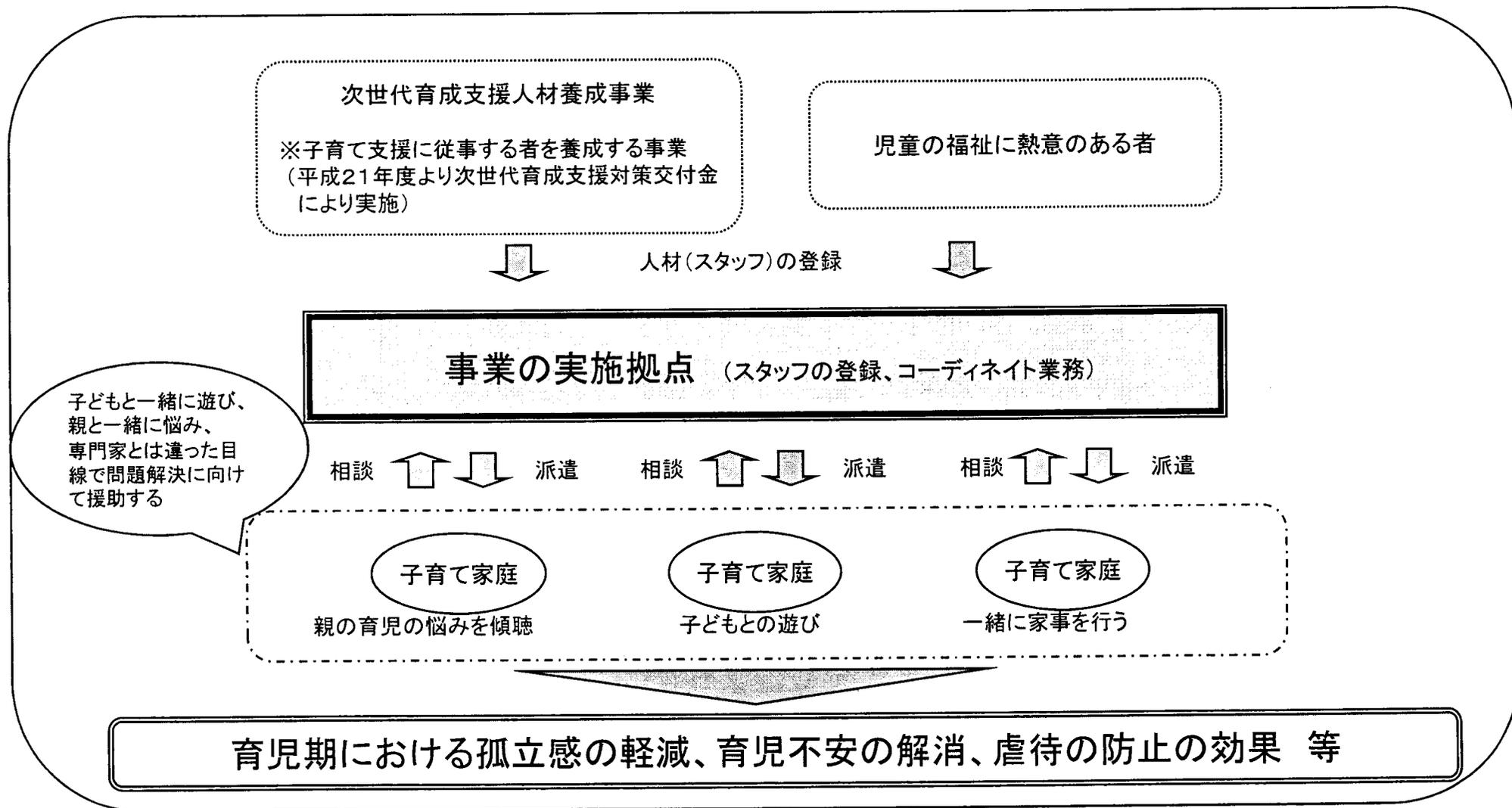
- ・資質向上、人材育成のための研修(地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ) 等

○賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援

- ・商店街の空き店舗等を活用した子育て支援拠点の整備
- ・感染症対策に必要な病児・病後児保育施設の備品等の補助 等

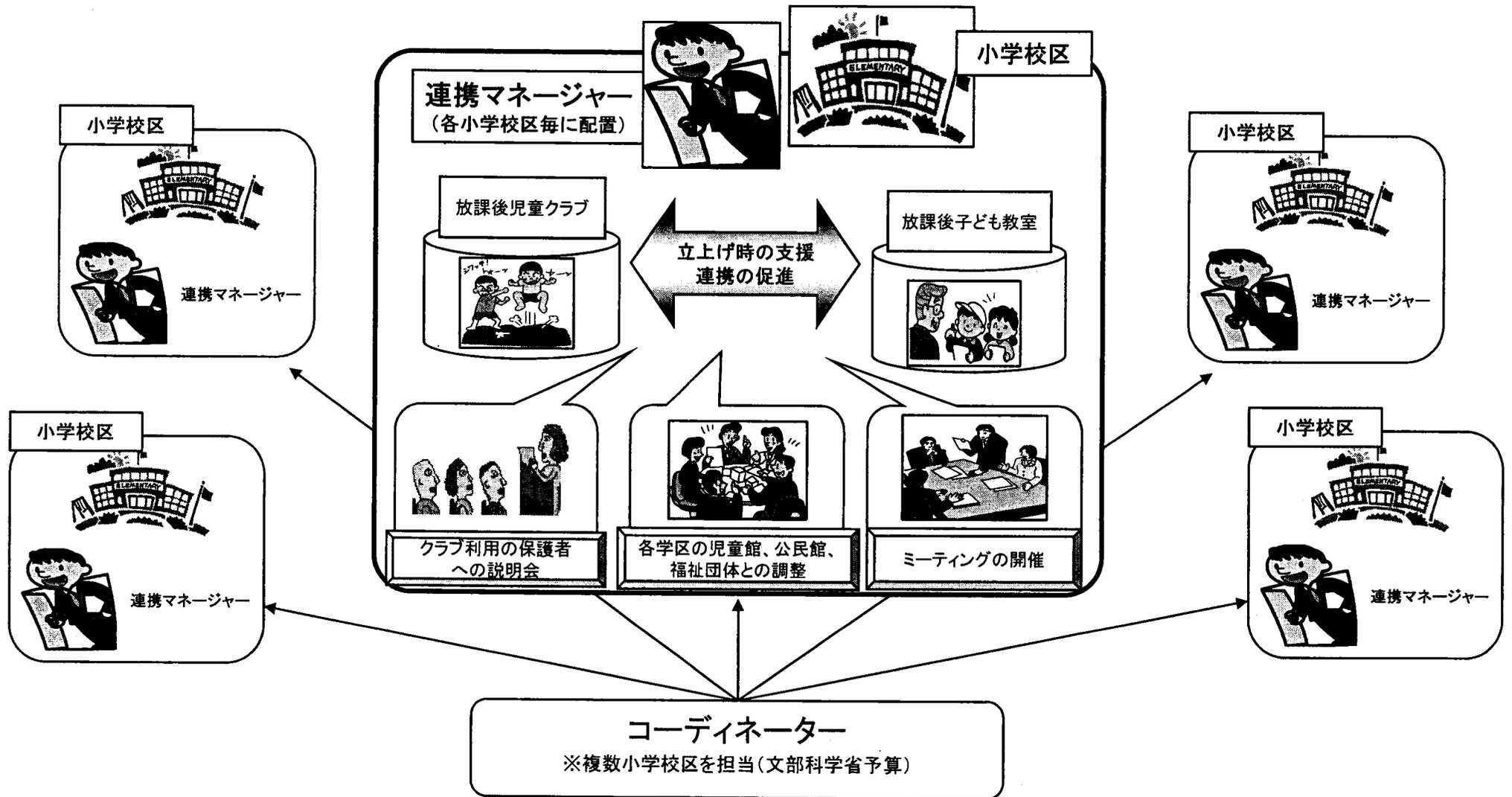
《取組例：家庭支援スタッフ訪問事業》

次世代育成支援人材養成事業等により養成された人材(スタッフ)を、本事業の実施拠点等に登録し、運営責任者が支援を受ける親との面談を通じて、スタッフを子育て家庭へ継続的に派遣し、親の話を傾聴や育児・家事を一緒に行うことで、育児期における孤立感を軽減するとともに、育児不安の解消等を図る取り組みを実施する。



《取組例：放課後子どもプラン連携促進事業》

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進し、「放課後子どもプラン」の一層の推進を図るため、各小学校区における連携調整に必要な経費（「連携マネージャー（仮称）」の配置や、遊具、教材などの物品等の購入にかかる経費）の補助を行う。



《取組例：病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤を促進するための支援》

①地方医師会との連携強化

病児保育を実施するうえで、地方医師会の理解と協力が得られるよう、研修・啓発活動を実施



登録

②離職等した看護師の再教育

いったん離職等した看護師で、医療機関勤務は困難であるが、再教育することで、病児保育施設の職員として再就労することができるよう研修・啓発活動を実施



登録

③人材バンクへの登録

病児保育の趣旨に賛同し事業協力することを意思表示した医師、看護師について、担当する事業区域や対応可能日時等をリスト化し、各市町村(実施施設)へ情報提供する。



情報提供

市町村(実施施設)

新規施設立ち上げ時の協力医師の確保、事業実施後の看護師の確保に役立てることで、事業の実施促進及び安定的な事業運営を図る。

《取組例》ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施の促進

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業(病児・緊急対応強化モデル事業)を行っているところである。これに加え、今般、都道府県の主導による、広域でのファミリー・サポート・センター事業の実施や、病児・緊急対応強化モデル事業の実施を促進するための取組を行う。

○新たな都道府県事業

- ①ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急預かり対応基盤整備事業を含む)の広域実施の調整
- ②サービス提供者育成のための講習会の開催
- ③医療機関等の関係機関とのネットワーク形成のための連携会議の開催

○相互援助活動の例

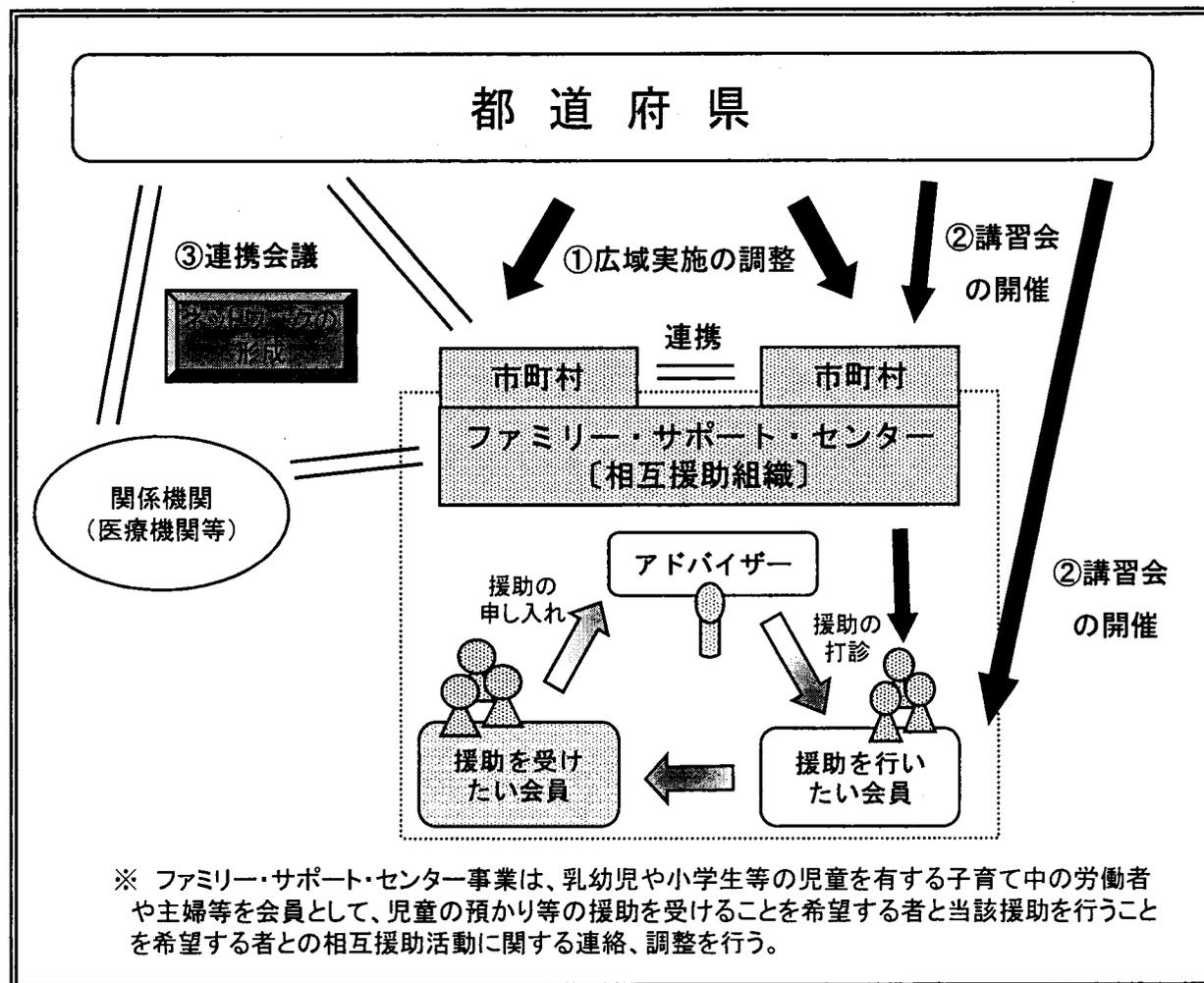
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村(平成20年度)

- ・579市区町村

○会員数(※平成18年度末現在)

- ・援助を受けたい会員 223,638人
- ・援助を行いたい会員 83,836人
- ・両方会員 29,948人



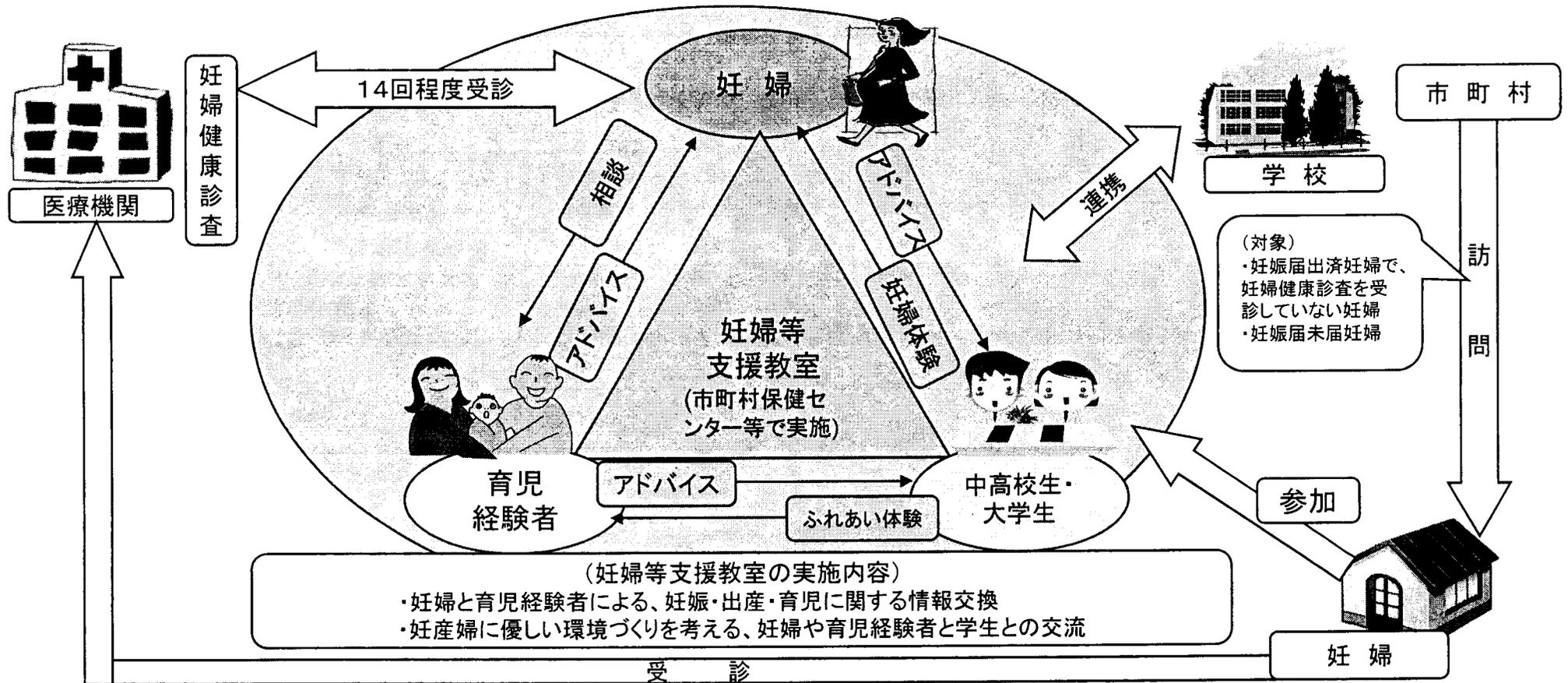
《取組例: 妊娠出産前支援事業》

背景

核家族化や地域コミュニティの減少等を背景に親等から妊婦への出産や育児などに関する情報等の伝達不足などにより、出産・育児に対する不安が増加

事業内容

妊婦等を集めた「妊婦等支援教室」の開催を通じて、育児経験者等との交流を行い出産・育児に対する不安の解消を図る。また、妊婦健診未受診の妊婦等に対して、妊婦健診を受診するよう促すため家庭を訪問する。



《取組例：賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品等の支援》

①賃借料(礼金を含む)の補助

NPO法人等の多様な実施主体による取組を促進するため、空き店舗等を活用して事業実施する場合の、賃借料等の補助を実施。

【地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業、慢性疾患児家族宿泊施設、家庭支援スタッフ訪問事業】

②改修費及び開設準備経費の補助

NPO法人等の多様な実施主体による取組を促進するため、空き店舗等を活用して事業実施する場合の、改修費等の補助を実施。

【地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業、慢性疾患児家族宿泊施設、家庭支援スタッフ訪問事業】

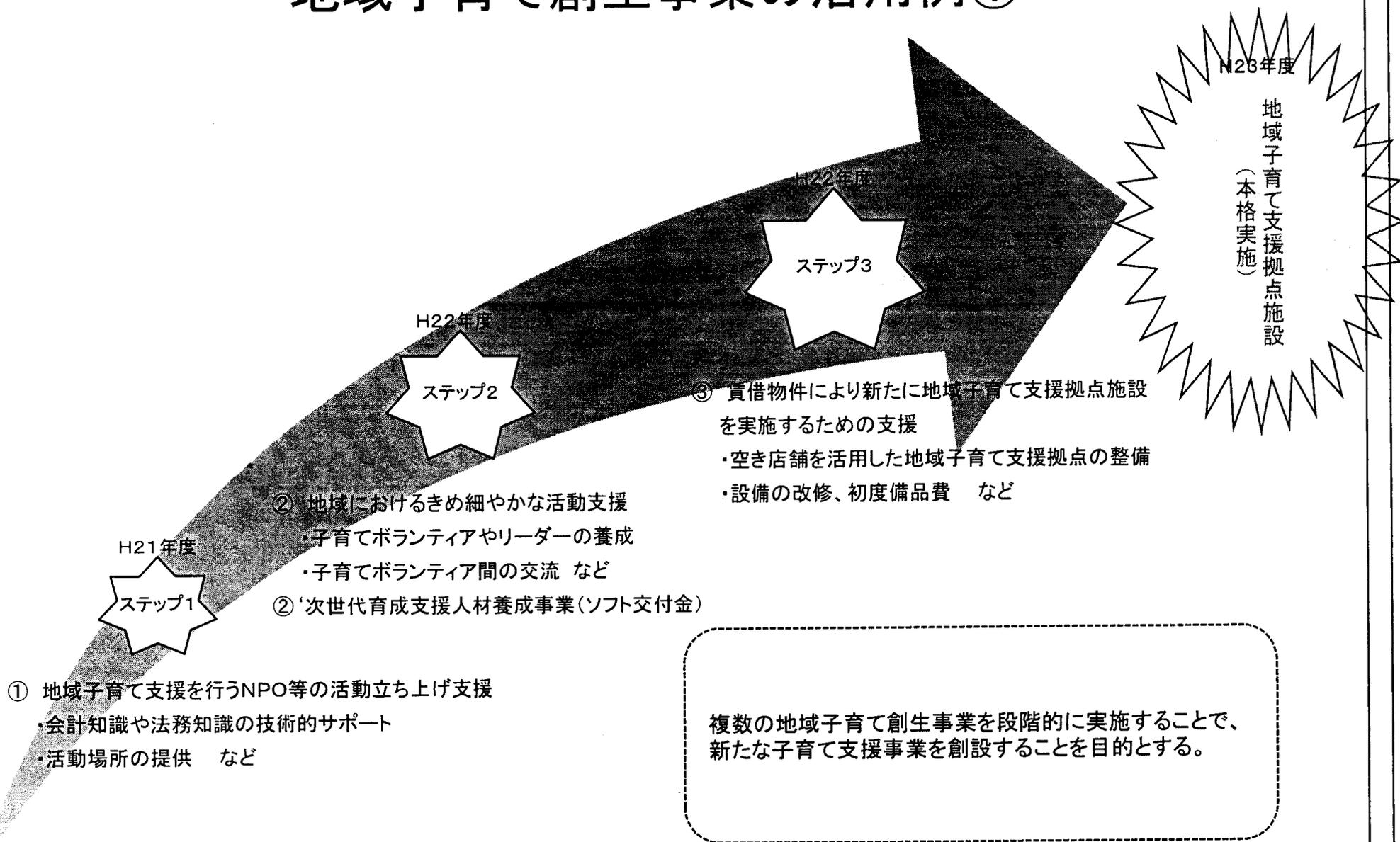
* 既存の地域子育て支援拠点の改修費については、「社会的養護入所児等の生活向上のための設備整備等による環境改善」により対応。

③病児・病後児保育施設の感染症対策等に必要な備品等の補助

感染症対策の一環として、空調設備や自動ドアの設置することで、安心・安定的な体制での事業運営を図る。

【病児・病後児保育施設(病院・診療所併設型)】

地域子育て創生事業の活用例①



地域子育て創生事業の活用例②

○ 養育支援訪問事業(ソフト交付金)

- ・養育支援が特に必要な妊婦や家庭
に対する相談、指導、助言

別ステージ

幼児期

乳児期

ステージ3

ステージ2

③ 家庭支援スタッフ訪問事業

- ・育児に悩みのある親の話の傾聴
- ・育児や家事を協働して行う支援 など

② 乳児家庭全戸訪問事業(ソフト交付金)

- ・生後4か月までの乳児のいる家庭への
全戸訪問
- ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・乳児と保護者の心身の様子や養育環境
の把握 など

妊娠期

ステージ1

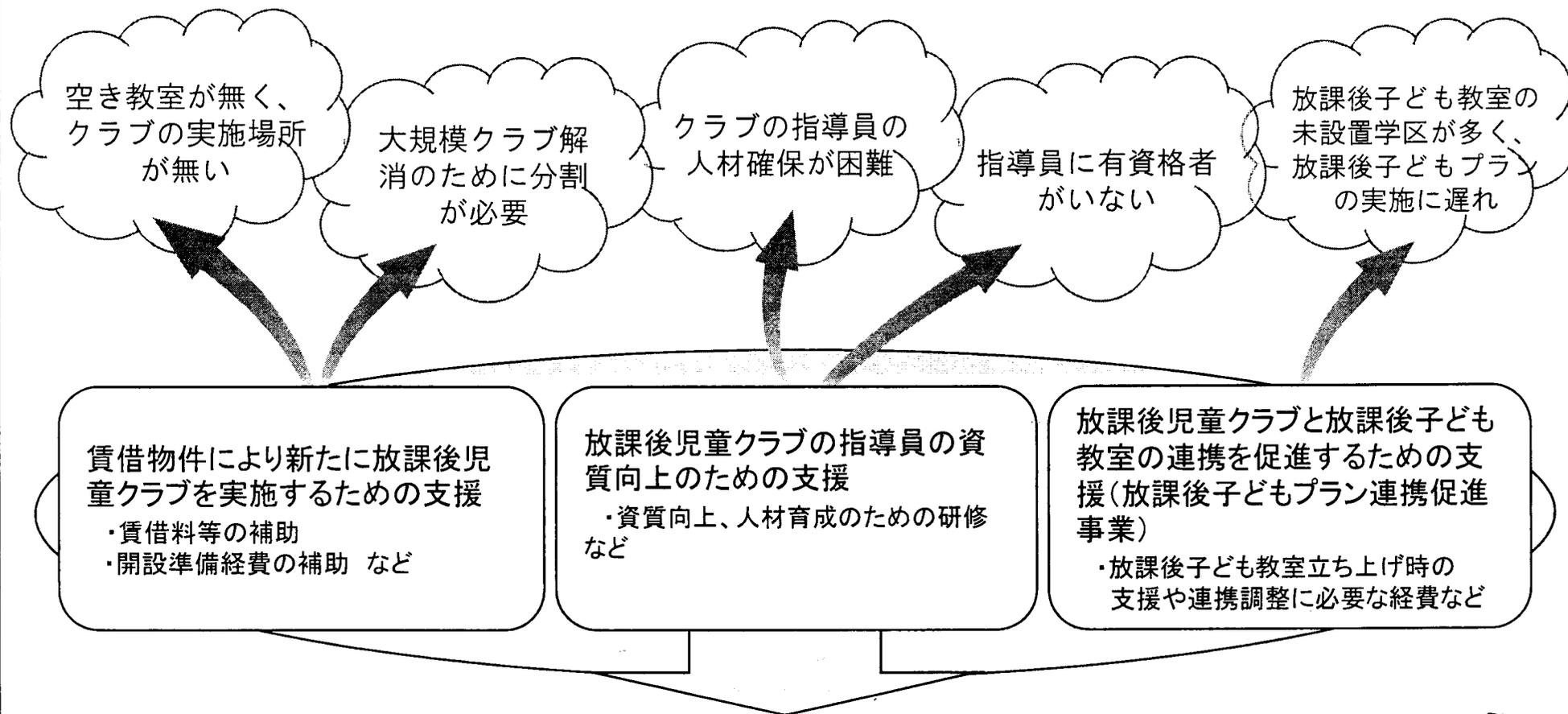
① 妊娠出産前支援事業

- ・妊婦等支援教室の開催
- ・妊婦健診を促すための家庭訪問 など

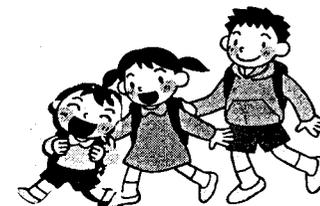
妊娠期・乳児期・幼児期における
一貫した育児支援の定着

地域子育て創生事業と既存の国庫補助事業(ソフト交付金)を組み合わせ、補完関係を構築することで、一貫した支援の定着を図る。

地域子育て創生事業の活用例③(総合的な放課後児童対策)



新待機児童ゼロ作戦、放課後子どもプランの着実な推進
放課後児童クラブの設置促進、サービスの質の確保



- 子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要
- 子育て支援は地域が支えることが重要。…NPOなどの市民団体や、…地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細やかに対応できるような地域のネットワークが必要。
- 担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべき。
- 親自身がやがて支援者側に回れるような循環を地域に生み出す環境作りが必要。
- 子育て支援は、すべての家庭を対象に、…子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要。

③ 経済危機対策（ひとり親家庭等対策の強化）

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
・養成機関に通う際の生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実

・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供（★）
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う（★）

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

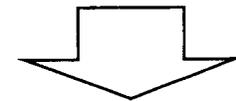
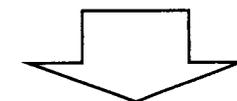
職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う（★）

○貸付利率の引き下げ
○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のため、子ども（小・中・高校生）のいる家庭への学習支援のための新たな給付等を実施

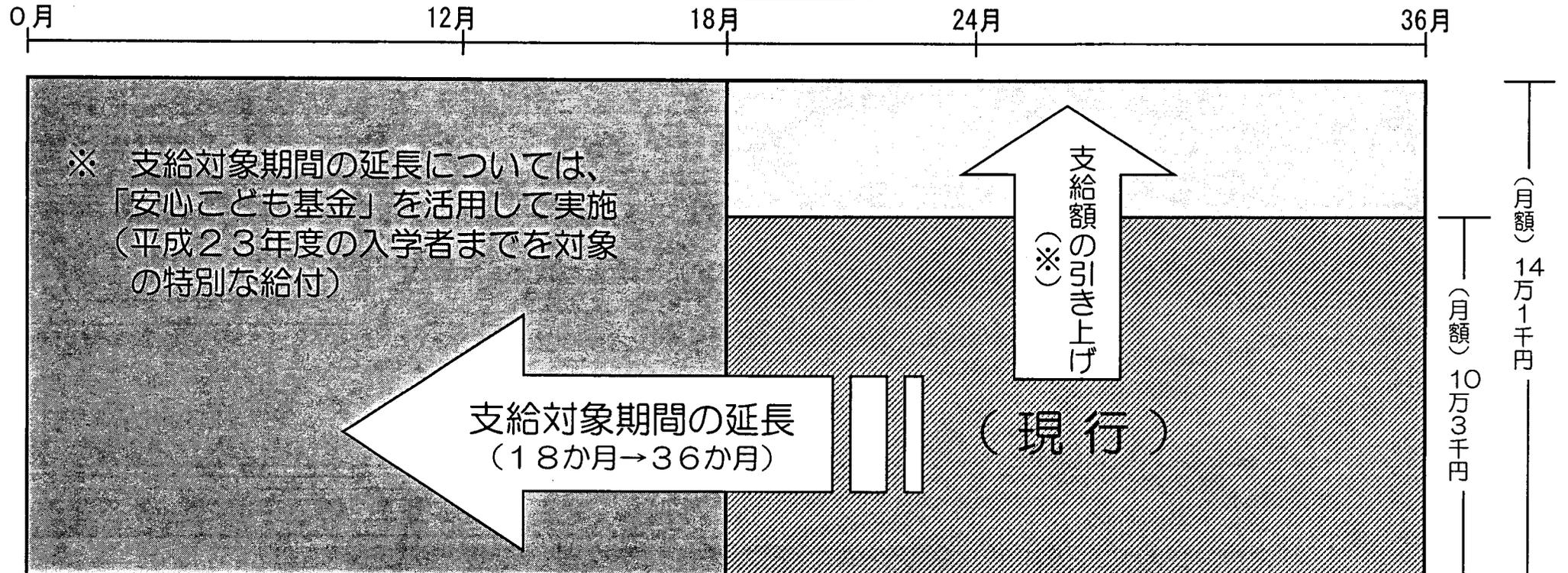
★の事業については、父子家庭も対象。

高等技能訓練の受講時における給付の充実

- 母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、高等技能訓練促進費（修学期間の後半の1/2の期間）の支給額を引き上げる。【一般会計】
- 特に現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、支給対象期間を修業期間の全期間に拡大するとともに特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】

〔対象資格〕：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

例) 3年間の看護師養成コースを利用する場合（住民税非課税世帯）



※ 住民税課税世帯についても、（月額）51,500円から月額70,500円へ引上げ。

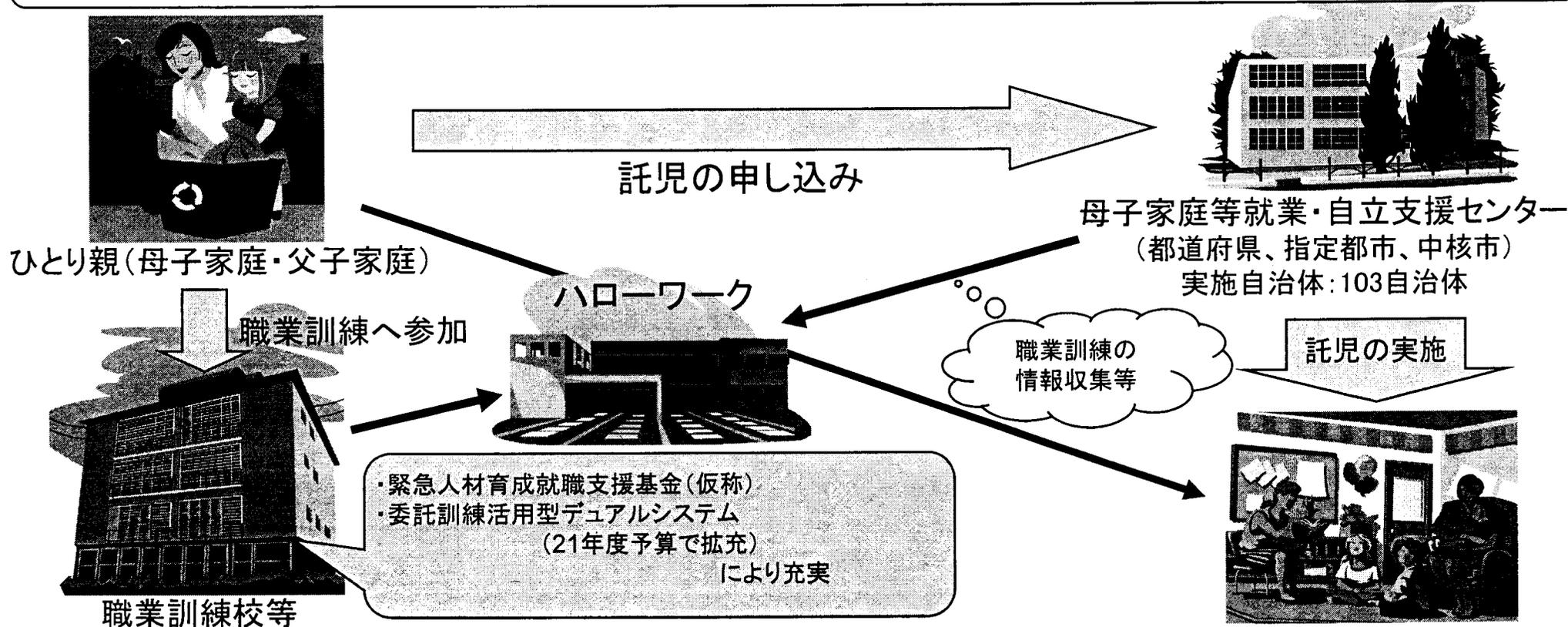
職業訓練受講時の託児サービスの充実

【安心こども基金】

現在の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、母子家庭の母を含む就業困難者に対する職業能力形成機会の拡充が図られているが、ひとり親家庭が職業訓練に参加する上で託児サービスの充実が不可欠である。

このため、職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを母子家庭等就業・自立支援センターにおいて提供する。

※併せて、市町村単位での託児サービス充実を図るため、母子家庭等日常生活支援事業において事務費の見直し（研修経費、託児場所の借上代等の追加等）を行う。



職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援

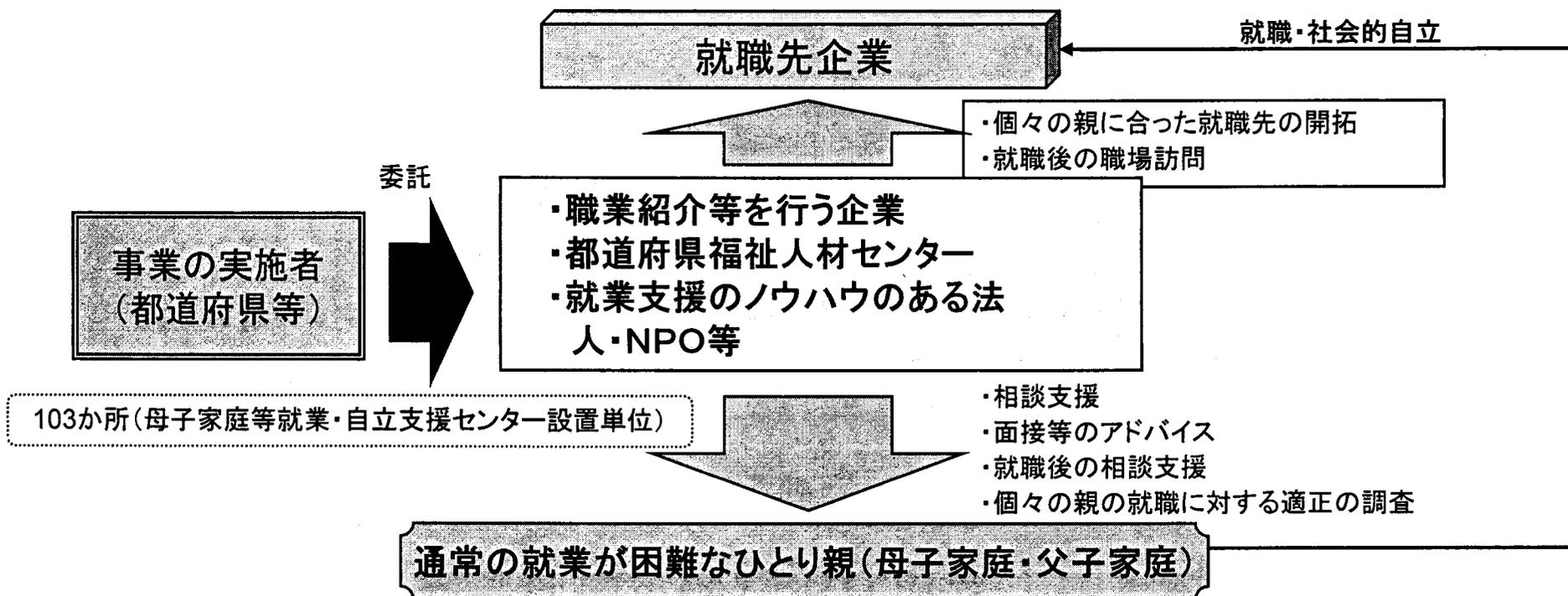
【安心こども基金】

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 母子家庭の就業率は84.5%であるが、常用雇用率は42.5%である。(平成18年度)
母子世帯の平均年間収入は213万円(平成17年度)

※ 母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業を中断するなど、その就職・再就職に困難を伴うことが多い。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



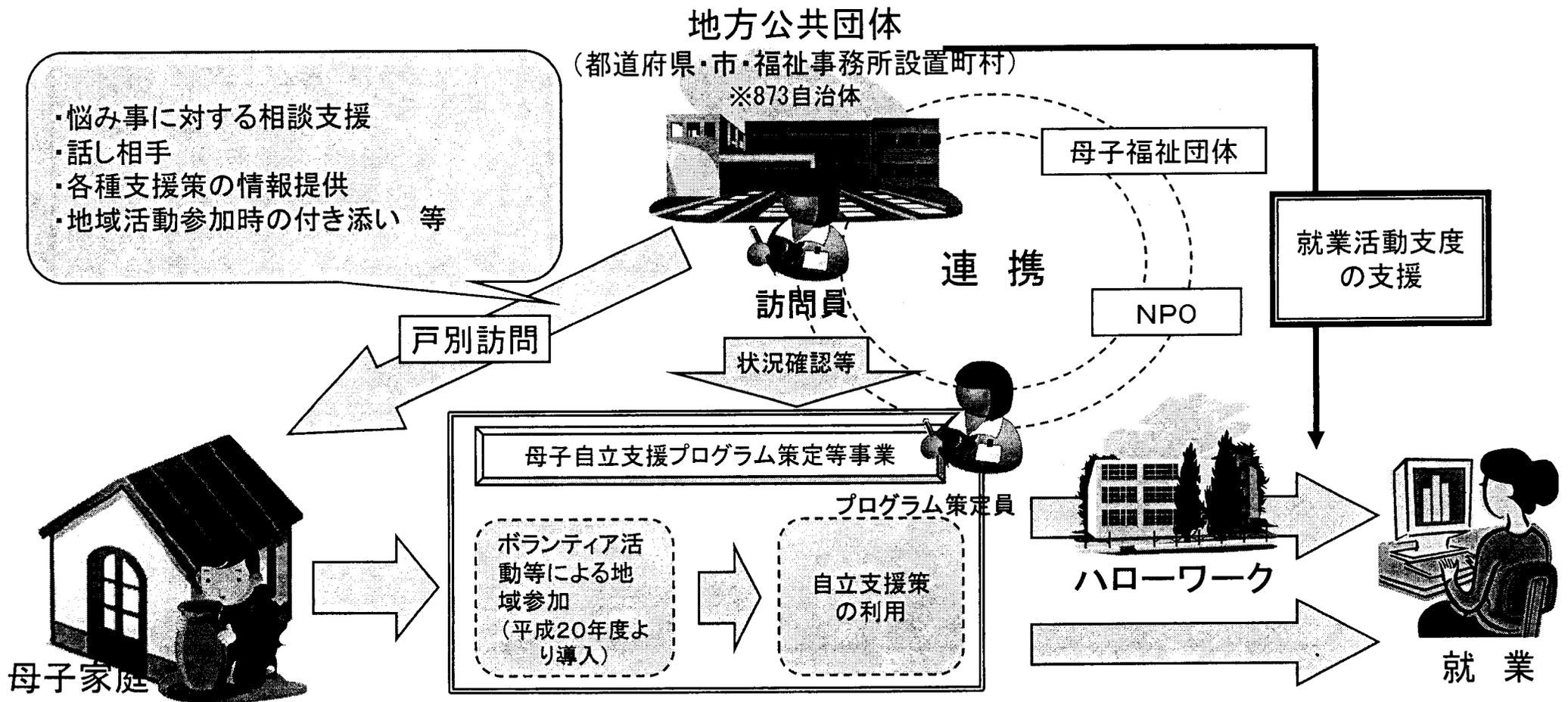
就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

【安心こども基金】

地域との結びつきが薄く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭については、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策等に適切に結びつけていくことが必要であるが、母子家庭を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいこの時期においては、通常にもましてきめ細かい支援が求められる。

このため、戸別訪問による相談支援を行い、就業支援策への移行後についても、引き続き訪問による状況確認等の支援を行うことにより、自立をサポートする。

また、自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するため、就業活動支度の費用について支援する。



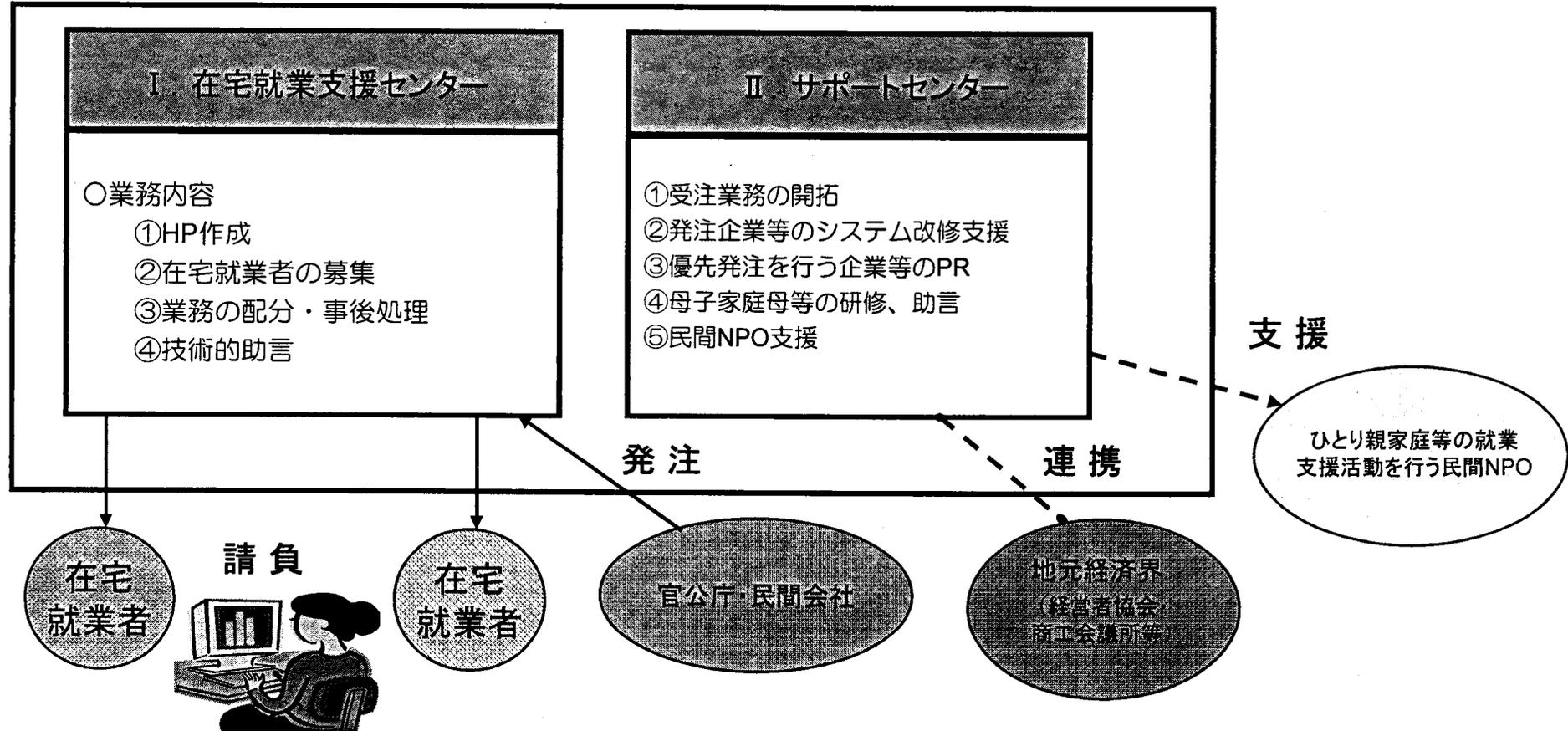
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

●事業パターン

- ① I + II の事業 ② II のみの事業

【安心こども基金】

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

母子寡婦福祉貸付金の拡充

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利子の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

(参考)有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となつてから7年間を超えない期間(月額4万円、累計96万円を超える金額に限る)、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。
(ただし、その場合は有利子貸付(1.5%)とする。)

※修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るものに限る)及び就学支度資金については、

①親に貸付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とし、連帯保証人については新たに不要とする。

②また、子に貸付ける場合は、現行どおり親を連帯保証人とし、

①及び②の両方の場合について、利子については引き続き無利子とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金(技能修得期間中)の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

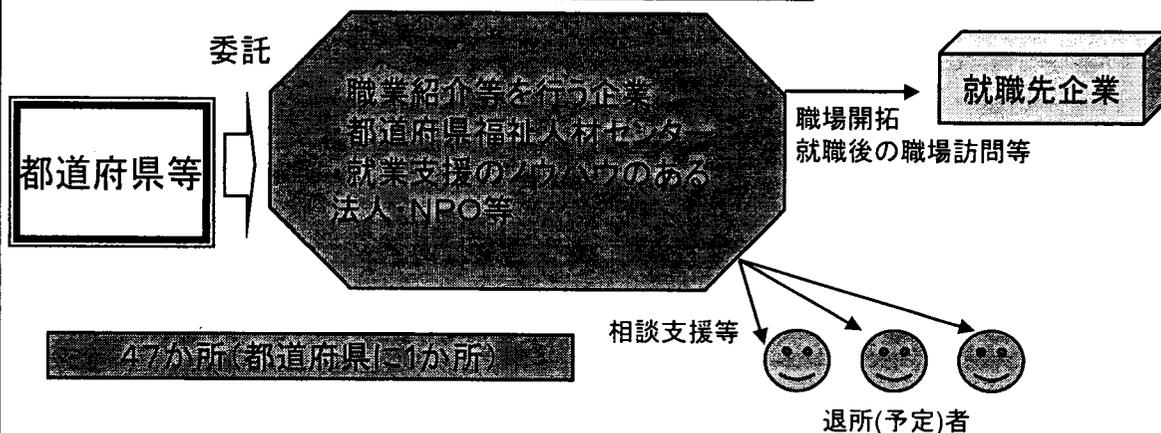
貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

DV対策の充実

婦人保護施設等の退所者等に対する就業支援

- 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な婦人保護施設等の退所者等にとっては一層就職が難しい状況となっている。
- DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るにあたり、アパート等の住居の確保や衣食等の生活必需品の準備などが必要不可欠であるが、中でも経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最も重要となっている。

○職業紹介等を行う企業等による就業支援



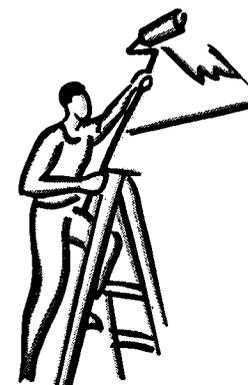
※婦人保護施設・婦人相談所一時保護所(委託を含む)・母子生活支援施設在在所者数:約1万2千人

環境改善

- 近年、食品の安全が脅かされる事件が多発しており、食品の衛生管理が重要となっている。
- 情報収集や就職活動において、パソコン操作の技術を習得していることは、大変有効である。

○簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 婦人保護施設等



婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等の自立支援

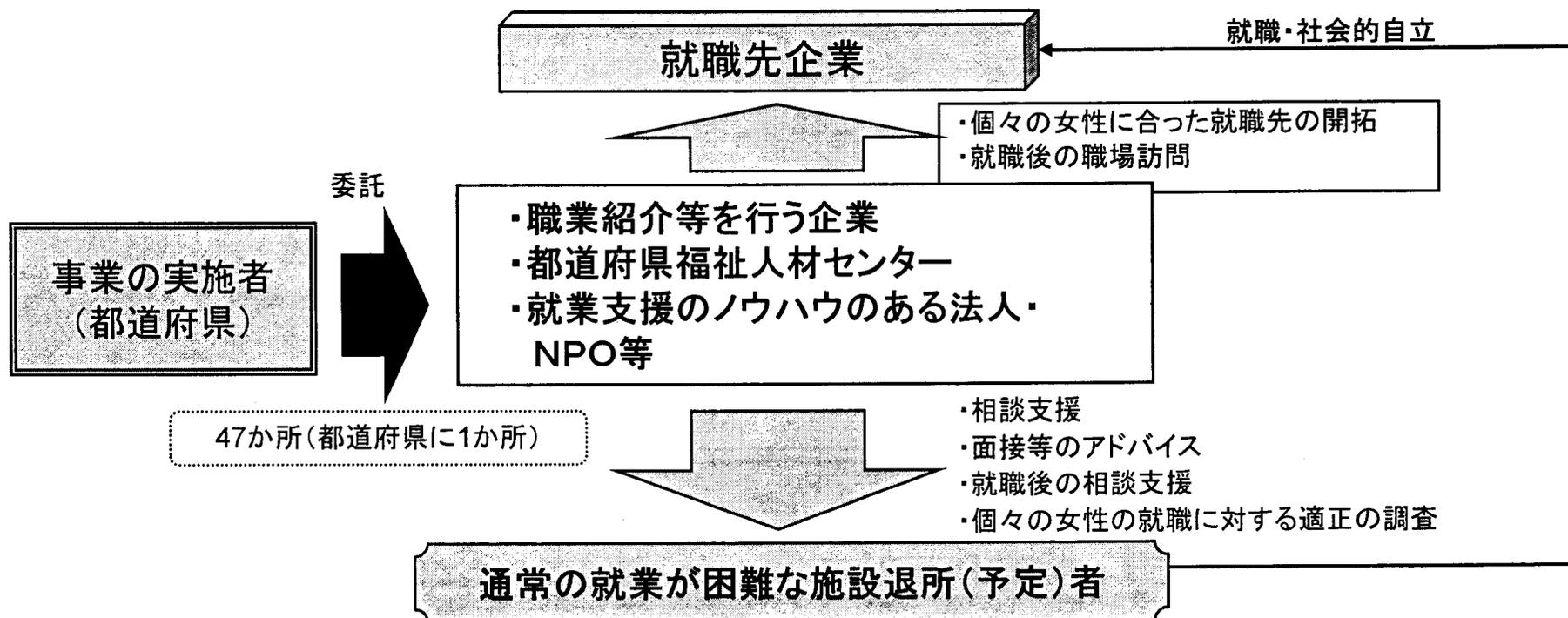
【安心子ども基金の対象事業の追加】

現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就業が困難な婦人保護施設等の退所者等にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 婦人保護施設の在所者(DV被害者等)の約5割が、入所前は専業主婦もしくは無職。(厚生労働省家庭福祉課調べ)

※ DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るに当たり、アパート等の住居の確保や衣食等の生活必需品の準備などが必要不可欠であるが、中でも経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最も重要。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業等に委託して行う。



婦人保護施設入所者等の生活向上のための設備整備等による環境改善

婦人保護施設等の安全対策・環境改善

- ・老朽化遊具等の更新
- ・大型冷蔵庫、食器格納庫等の更新・購入
- ・カーペット敷・壁紙等の改修
- ・学習環境整備のためのパソコン購入等



簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設

婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む)

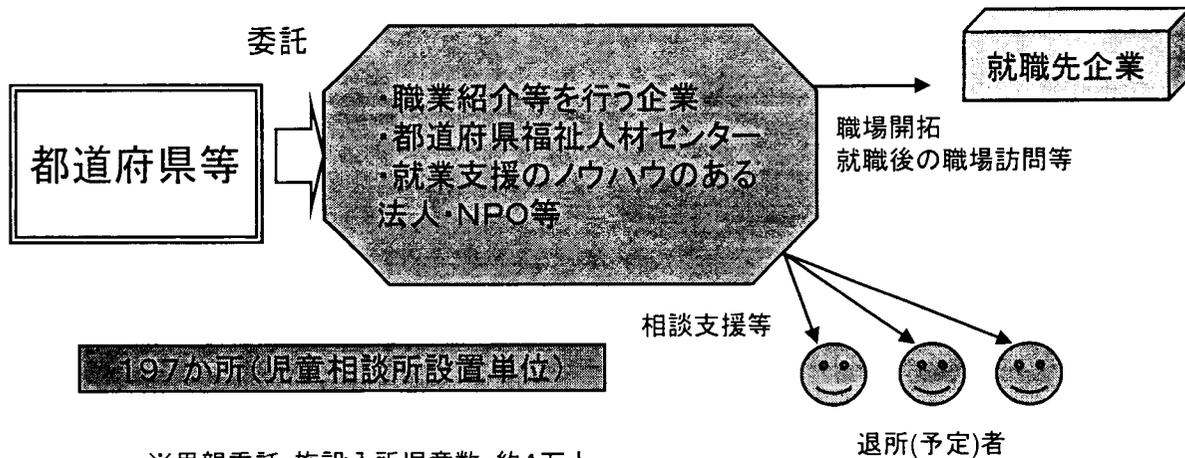
④ 社会的養護の充実

入所児童等に対する支援

児童養護施設の退所者等に対する就業支援

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



環境改善

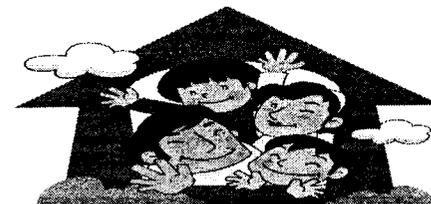
- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



施設等職員の資質向上

○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位の研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

社会的養護退所児童等の自立支援

【安心子ども基金の対象事業の追加】

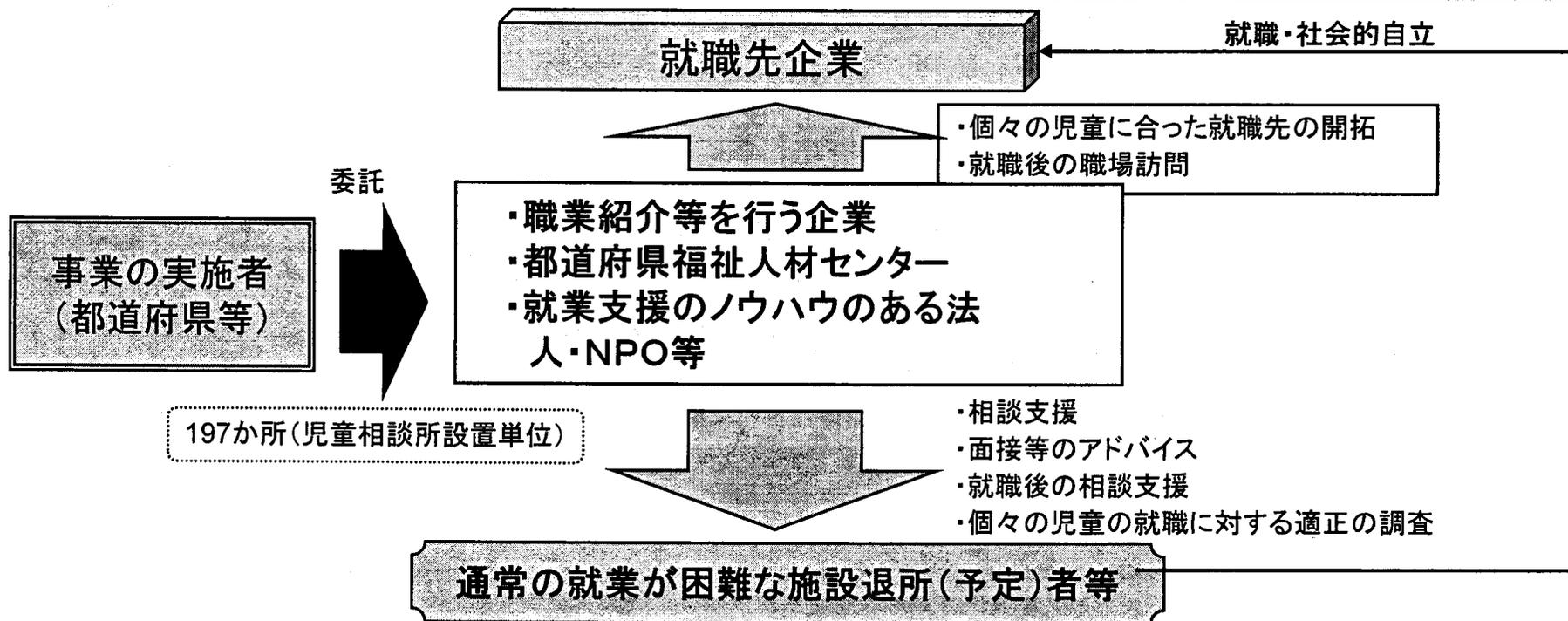
児童養護施設等の退所者等に対する就業支援

現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就業が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 高等学校等卒業後の児童養護施設入所児童の進路に関する調査によると、進学又は就職をしていない児童が 6.7%、就職した児童のうち、1年間のうちで転職した児童が31.4%となっている。

※ この原因の一つは、施設での生活により対人関係の構築が苦手であったり、軽度の障害等により職場の選択が狭くなっていることが原因と考えられる。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業に委託して行う。



社会的養護入所児等の生活向上のための設備整備等による環境改善

児童入所施設等の安全対策・環境改善

- ・老朽化遊具等の更新
- ・大型冷蔵庫、食器消毒保管庫等の更新・購入
- ・乳児、児童用ベッド等の更新・購入
- ・カーペット敷・壁紙等の改修
- ・ケア単位の小規模化・個室化のための改修
- ・学習環境整備のためのパソコン購入等

児童相談所及び市町村における児童相談体制整備

- (児童安全確保体制の整備)
- ・証拠保全のためのビデオカメラ、ICレコーダー等の整備
- ・職員の安全のための対刃防護衣や安全靴等の整備
- (市町村児童虐待防止体制の整備)
- ・家庭訪問用電動アシスト自転車や訪問用乳児体重計等の整備

簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設等

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、ファミリーホーム、自立援助ホーム、児童相談所(一時保護所含む)、婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む)、里親、地域子育て支援拠点、母子家庭等就業・自立支援センター

※県社協等が施設退所者、自立援助ホーム入所者、母子家庭等に対し、就職活動又は在宅就業等を支援するためにパソコンを貸し出す場合に必要なパソコンを購入するための経費も補助する。

賃貸・改修等の補助対象の拡大(NPO等への支援)

～ファミリーホーム・自立援助ホーム等の設置促進～

【内 容】

ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の設置促進を図るため、新たに設置するために必要な、

- ・賃貸物件で実施する場合の賃借料(礼金を含む。以下同じ)・改修費(設備、備品を含む。以下同じ)
 - ・自前建物で実施する場合の改修費
- を補助する。

【対 象】

ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、児童養護施設分園型自活訓練事業、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設、児童家庭支援センター、婦人保護施設の地域生活移行支援施設

質の向上のための研修体制の充実

【安心子ども基金の対象事業の追加】

施設職員の研修にかかる経費の補助

短期研修

研修者：年間約2000人

社会的養護職員の資質の向上のため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図るため、研修への参加経費、研修に伴う代替職員の経費を補助する。

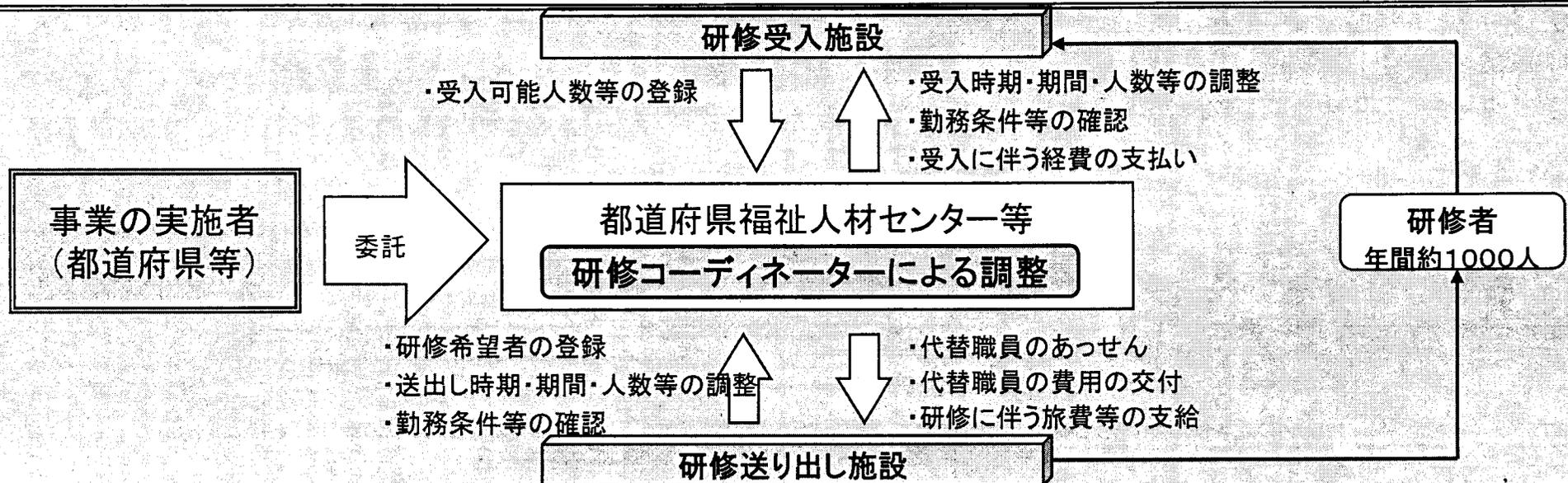
長期研修

研修者：年間約1000人

- 児童養護施設をはじめとする社会的養護施設において近年、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアなど、家庭的な環境の下で職員との個別的关系を重視したケアを進めているところである。
- また、社会的養護施設において被虐待児の他、障害児が増加している一方、障害児施設にも被虐待児の増加が見られるなど、新たな専門性が求められている。

このような状況に対応するため、一定期間、大規模な集団でケアを行っている施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修させたり、児童養護施設等の職員を障害児施設で研修させることにより、ケアの充実を図る。事業の実施にあたり、都道府県に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の条件の確認などを行うとともに、代替職員のあっせんや、費用の支給などを行う。

【児童虐待防止関係】児童相談所職員、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等に携わる市町村職員等の資質向上のために研修に参加する経費及び研修期間中の代替職員の経費を補助する。



特定不妊治療の支援について

給付事業

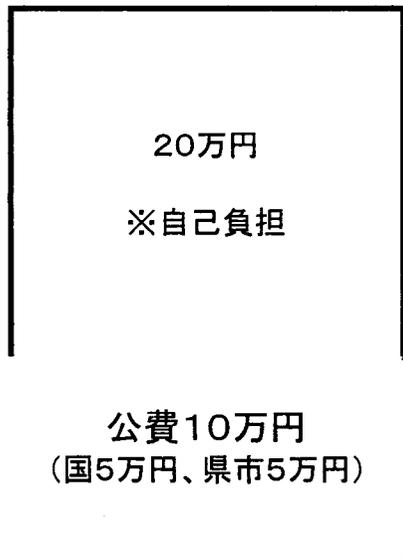
普及啓発事業

昨今の厳しい経済状況の中で、経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないように、経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助に資する。(年間出生数の約2%は特定不妊治療を受けた者の子)

女性が不妊になる要因は、卵管閉塞、子宮内膜症、子宮頸ガンなど様々あるが、その要因や不妊治療に関する広報等を行い、不妊治療に関する理解を深める。

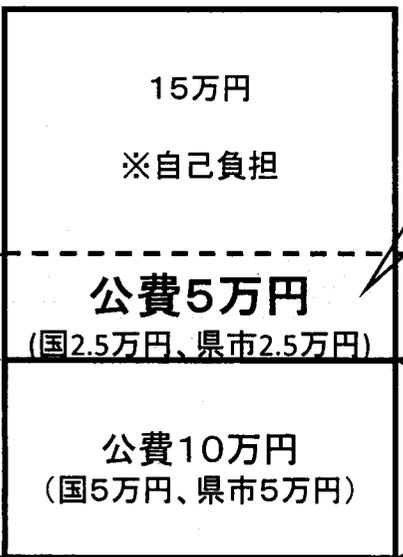
<現状>

1回当たり



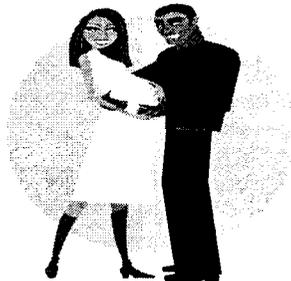
<拡充後>

1回当たり



年間10万円の引き上げ
(年2回まで給付可能)

公費拡充分
既存分(※1)
(既存の国庫補助事業分)



(※1) 特定不妊治療費助成事業
 ○1年度当たり1回10万円(年2回まで)通算5年支給
 ○所得制限730万円(夫婦合算の所得ベース)
 ○実施主体・都道府県、指定都市、中核市

(※2) 子ども家庭総合研究事業
 ○不妊症の病態解明と新たな診断・治療法の確立に向けた研究や不妊治療のあり方などについて研究を実施予定

ファミリー・サポート・センター事業の概要

～ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む）の利用の支援～

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどのモデル事業（病児・緊急対応強化モデル事業）を行っているところである。これに加え、今般、ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）等に対して利用支援を実施することにより、利用の促進を図る。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村（平成20年度）

- ・579市区町村

○会員数（※平成18年度末現在）

- ・援助を受けたい会員 223,638人
- ・援助を行いたい会員 83,836人
- ・両方会員 29,948人

